

受付年月日	
-------	--

熊毛海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登載申請書

申請者 住 所 屋久島町
(事業場の所在地)
氏 名
(代表者)

印

屋久島町選挙管理委員会 御中

海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令第一条の規定により平成30年9月1日現在による漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載を下記のとおり申請する。

番号	氏名 (法人の名称)	性別	生年月日	漁業の種類	漁業日数			特別資格の有無	選挙権の判定
					の漁業者として の漁業日数	の漁業従事者として の漁業日数	合計		
1		男女	明・大・昭・平 年 月 日					※	
2		男女	明・大・昭・平 年 月 日					※	
3		男女	明・大・昭・平 年 月 日					※	
4		男女	明・大・昭・平 年 月 日					※	
5		男女	明・大・昭・平 年 月 日					※	
6		男女	明・大・昭・平 年 月 日					※	

(裏面の注意事項をよく読んでから記入して下さい。)

記 載 注 意

この申請書に基づいて海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿が作られます。名簿に登載漏れになりますと、たとえ選挙権はあっても投票することができませんから下記1.の何れかの一つに該当される方は、必ず定められた期間内に申請して下さい。

1. 選挙権を有する者の範囲

(イ) 漁業法第86条第1項・・・海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村（農林水産大臣が指定した市町村を含む。）内に住所又は事業場を有するものであって一年に九十日以上漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するもの（法人を含む。）

【年齢要件】 平成12年12月6日以前に生まれた方(満18歳以上の方)

(ロ) 漁業法第86条第2項・・・知事の権限によって上記該当者の範囲を拡張せられたもの

(ハ) 漁業法第86条第3項・・・海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であってその委員又はその役員に就任後上記(イ)(ロ)に該当しなくなったため選挙権を失ったもの(この場合に該当するものは委員又は役員でその任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る。)

2. 申請の現在日 平成30年9月1日

3. 申請の期間 平成30年9月1日から平成30年9月5日まで

4. 申請書の提出場所 屋久島町選挙管理委員会又は役場口永良部島出張所

5. 記入上の注意事項

(イ) 世帯を別にするもの又は法人はそれぞれ別の用紙を用いること。

(ロ) 「漁業者」とは漁業を営むものをいい、「漁業従事者」とは漁業者のために漁業に従事するものをいう。

(ハ) 上記1.の(ハ)に該当する者は、特別資格の欄に○印を付すること。

6. ※印のところは記入しないこと。

7. 生年月日欄 該当する元号を○で囲み、数字を記入して下さい。

8. 以上の外記載についてわからないことがあれば選挙管理委員会(Tel:43-5900)に問い合わせして下さい。